

城郷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月28日策定
令和6年3月改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

《横浜市いじめ防止基本方針 いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

① 本校でのいじめの構造のとらえ

いじめは、「人間であるがゆえの心のしくみ」から生じるため、児童の発達過程において、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある。また、集団の共感性として、関わっている子どもたちを呪縛し、残酷な行為のエスカレートに駆り立てている構造が存在する。

② 本校でのいじめ解決についての考え方

「いじめられる子」も「いじめる子」も救う、という意識をもち、子ども一人一人に寄り添うことを大切にする。そして事実を明らかにし、その子が悪いのではなく、行為について整理し対応していくようにする。また、「いじめを見ている子」も問題意識がもてるように寄り添い、支援する。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成

- ・校長 副校長 主幹教諭 教務主任 児童支援専任 養護教諭 学年主任
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の参加を求めることもある。
- ・必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・委員会を常設し、月1回定期的に開催する。
また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・城郷小学校のいじめ防止対策の立案、検討、提案、見直し、改訂を行う。

(3) 取組の年間指導計画

	取組内容	職員研修等
4月	学年開き 学級開き	居心地のよい学年・学級づくりのための共通理解 いじめ防止基本方針の確認・共通理解 しろさとっ子のきまり 掃除・授業・教室環境スタンダードの理解と共有 学校説明会 いじめ防止基本方針説明 篠原中主任児童委員会 学校運営協議会①
5月	市記名式いじめアンケート 子ども面談①	
6月	Y-P① 子ども会議の取組（代表委員会）	主任児童委員の紹介と研修 学校運営協議会②
7・8月	SOS の出し方教育プログラム 金銭授受防止教室 横浜子ども会議への参加	人権研修
9月	子ども面談②	
11月	Y-P② ネット犯罪防止研修（全学年）	横浜プログラムの活用やY-Pアセスメントシートの分析研修 学校運営協議会③
12月	人権週間 市無記名式いじめアンケート	学校評価
1月	非行防止講話	学校運営協議会④
2月	ピンクシャツデー 保護者向け SNS 講座	学級編制に向けて
3月	学年のまとめ 1学年上がる意識 (Y-P③)	いじめ防止基本方針の振り返り 学校運営協議会⑤ 学校報告会、篠原中主任児童委員会
通年	生活目標振り返り 生活アンケート 横浜プログラムの活用	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 城郷中学校区主任児童委員会（月1回）

(4) 委員会の活動内容

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。
- ① 未然防止【課題未然防止教育】
 - ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
 - ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。
- ② 早期発見、事案対処【課題早期発見対応】
 - ・ いじめの相談・通報の窓口を設置する。
 - ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有（本人の訴え、保護者の訴え、教職員の気づき、いじめのアンケート、生活アンケート、教育相談などから）を行う。
 - ・ いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
 - ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携など組織的に実施。また、いじめを見ていた児童への丁寧な指導を行う。
- ③ 取組の検証
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・ いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的に実施する。
 - ・ 学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針の点検と見直しを図る。

3 いじめに関する支援と実践

(1)【発達支持的生徒指導】

- いじめに対する基本姿勢は、人権尊重の精神を貫く教育活動を展開する。
- 全ての児童を対象に、人権教育や市民性教育を通して「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかける。
 - ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
 - ② 児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
 - ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己肯定感を育む。
 - ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

(2)【課題未然防止教育：いじめの未然防止】

- 道徳科や学級活動等において、法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。
 - ① 個性を尊重し、よい行動を引き出し、ほめて育む。
 - ② 関係児童に寄り添い、しっかり話を聞く。
 - ③ 児童から頼りにされる児童指導力を身に付ける。
 - ④ 挨拶・言葉遣い、時間の意識、話を聞く姿勢などの基本的な生活習慣の指導を重点的に行い、けじめある学校生活を送ることができるようする。
 - ⑤ 児童とともにつくる、「分かりやすい」「できた」「楽しい」授業を目指す。
 - ⑥ 「しろさとっ子のきまり」をスタンダードとして全職員で共通理解するとともに、児童や保護者・地域代表者（学校運営協議会等）と内容について検討し、適宜見直していく。

(3)【課題早期発見対応：いじめの早期発見】

- ① 毎月行う「生活アンケート」やいじめに特化したアンケートを年2回（記名式と無記名式）実施し、関係児童へ早期に面談を行い、その後職員間で迅速に情報を共有する。
- ② Y-Pを年間2回以上の実施し、その結果からアセスメント（個人、学級）を行う。
- ③ 職員研修をすることによって、理解と意識（感性）の向上を図る。
- ④ 各学年の情報がまとめられた児童指導ノートを活用し、情報を共有する（前年度の資料も活用）。
- ⑤ いじめ認知は、いじめの定義に合わせて、学校いじめ防止対策委員会で、迅速に判断する。

(4) いじめに対する措置

- 当該児童（いじめを受けた児童）への対応
 - ① 児童の幸せが親や周囲の大人の願いであることを伝えていく。
 - ② 「言いつけた。」と言われ、さらにいじめられる可能性があることを念頭に置き、当該児童に寄り添い見守るとともに、「どんなことでも話をして大丈夫。」という信頼関係を築いていく。
 - ③ 「自分も悪いから。」と自責に陥ってしまうことのないように、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許さない。」という毅然とした態度や「必ず守る」という決意を示していく。
- 関係児童（いじめを行った児童）への対応
 - ① いじめの内容と行った理由を複数の教職員で丁寧に聞き取り、当該児童との関係を深める。
 - ② 「いじめは絶対に許さない。」という毅然とした態度で指導する。保護者へ連絡し、いじめが起こった背景を理解するとともに、関係児童の心のケアや見守り支援をしていく体制をつくる。
 - ③ 当該児童と関係児童との関係修復を図る。関係児童の保護者にも協力を要請し、関係児童が罪悪感を抱き、当該児童との関係修復に向けて、自分ができることを考えられるように働きかける。
- いじめ解決に向けた指導手順
学校いじめ防止対策委員会で情報を共有し、対応方針を決定する。対応については記録を取り、必要に応じて関係機関等【リハビリテーションセンター、こども家庭支援課（区役所）、北部児童相談所、中学校、学校・警察連絡協議会、スクールサポーター、少年相談保護センター等】との連携を図る。

(5) いじめの解消

「解消している」状態は、次の条件を満たしておく必要がある。

- 心理的又は物理的な影響をうける行為が、少なくとも3か月止んでいること。
- いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。
- 保護者にも確認できていること。

※解消後も継続観察、支援は続ける。

(6) 教職員等への研修

- ① 職員会議に児童理解の時間を確保し、全職員で情報共有する。
- ② 重点研究授業の中で、「特別支援教育」を指導の手立ての視点として、学んでいく。
- ③ いじめ防止対策研修を行い、対応の仕方やいじめ防止への意識の向上を図る。
- ④ 横浜プログラムの活用やY-Pアセスメントシートの分析等について研修の機会をもつ。

(7) 地域の方々との連携

「学校運営協議会」「地域学校協働本部」「城郷中学校区主任児童委員会（専任）」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働する体制を構築する。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、

「いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）

「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会（北部学校教育事務所）に報告する。

- 1 児童が自殺を企図した場合
- 2 身体に重大な傷害を負った場合
- 3 金品等に重大な被害を被った場合
- 4 精神性の疾患を発症した場合

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。